

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年11月10日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「2週間ぶりの定例会議であり、この間、様々な事件が全国的に発生したが、一番社会的影響が大きかったのは、京王線電車で発生した放火刺傷事件ではなかったか。走行中の電車内は密室で逃げ場がなく重大な結果になり得ることと、誰しものが遭遇する可能性があるという点で、多くの国民が危険を身近に感じたと思う。また、京王線の事件は先に発生した小田急線での事件を模倣し、一昨日の九州新幹線車内での放火は京王線の事件を参考にしたと言われ、相互に関連しながら連続していることも、国民に恐怖や危険性を感じさせていると思う。まずは、鉄道会社がどういった安全対策をとるのが注目される。今回の事件で一部で報道されたとおり、実は今年、国土交通省の省令の改正により、鉄道会社が利用客の所持品検査ができるようになった。元々、鉄道会社は自前の駅や軌道、電車等の施設管理権を有し、危険物を持ち込んだ者に退去を求め、立入りを拒む権利があると言われていたが、所持品検査については法的根拠が無ければ難しいとの考えがあり、かなり前からその点が議論されてきたが、東京2020オリンピックを前に国土交通省がその議論に踏み込んで、鉄道会社が所持品検査をできるように省令が整備された。ただし、鉄道会社の所持品検査は、あくまで施設管理権に基づくもので、警察官職務執行法に基づく所持品検査とは性質が異なる。例えば、鉄道会社は所持品検査で危険物を発見したとしても、原則、その者に退去を求めるに過ぎず、犯罪捜査は警察が対応することになる。今後、鉄道会社は色々な安全対策をとると思うが、今回の一連の事件を見ても、現場に駆けつけ被疑者を確保し、被害の拡大防止を図ることは、最終的に警察が行うわけであり、鉄道会社と警察との協力、連携は不可欠である。また、警察は平素から鉄道警察隊を有し、駅や列車内の治安維持活動を行っていることも踏まえ、これまでも様々訓練をしているとは思いますが、これを契機に、より一層緊密な連携をとっていただき、電車内の安全確保に尽力していただきたい。また、一連の報道を見て思ったのは『日本は治安がすごく良い』と世界的に評価されていたが、時代と共にそうでもない面も出てきており、今後は国民に対して、自ら身を守るための行動を広報していく必要があるのではないか。今でも警察は、交通安全や特殊詐欺被害の防止等を広報しているが、同様に、電車に乗る時に気を付けること、身を守るための活動についての広報

も、警察で考えても良いのではないか。ある報道で納得したのは、電車の中の犯行は車掌の近くでは起こらないということ。統計的に見れば、車掌から離れた場所で犯行は行われる傾向があるならば、安全を確保するために車掌がいる車両の近くに座席を確保することも、身を守る方法なのかもしれない。いずれ、色々な場面で国民が自ら身を守る方法に関して、今後の広報を考えていただきたい。」

旨の発言があった。

【生活安全部議題】

○ 岩手県公安委員会手数料条例の一部改正について

警察本部から、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行により、クロスボウの所持禁止と所持許可制の規定が導入され、許可等事務が新たに加えられることに伴い、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例を一部改正しようとするものである。現行条例で定める銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料のうち、クロスボウに係る所持許可申請等16件の事務の手数料について改正、新設する。改正事務である12の項目は4つに大別され、一つは、クロスボウの所持に係る許可事務、二つめは、国際競技に参加するため入国する外国人が国内でクロスボウを所持するための許可事務、三つめは、クロスボウ等の所持許可証の書換え及び再交付に係る事務、四つめは、クロスボウの所持許可更新に係る申請事務となる。以上の各事務は、現行条例に定められている『猟銃及び空気銃』に係る各手数料と同項目であり、既存の項目にクロスボウの文言を付記することなどで対応できることから、改正となる。その他4項目の事務は、クロスボウに限定される新設事務であり、申請者に対する講習会及び射撃資格の認定申請に関するものである。手数料に関しては、地方自治法第228条第1項において、『手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務については、政令で定める手数料額を標準として条例を定めなければならない。』と定められ、その『手数料の標準に関する政令』を参考に手数料額の積算を行った結果、政令に示される標準額と同額とすることとした。なお、東北管区内の他の5県も、同様の内容で進めると聞いている。県内において規制前からクロスボウを所持する者については、これまで所持規制の対象ではなかったことから詳細な人数等の把握には至っておらず、改正法の施行に向け、県内における所持者、販売業者のほか、所有するクロスボウが規制対象かどうかの確認を含め、情報収集を進めているところである。なお、警察庁の調査では、国内のクロスボウの売買は店舗ではなくインターネットを介して輸入される例が主流であり、今後の対策としてもネット、SNS上での売買、譲渡等について調査を進めていきたい。」旨の説明があり、決裁をした。

《 委員発言 》

「県内のクロスボウの数はこれからの調査で把握するとのことだが、クロスボウはどのような目的で所持している者が多いのか。また、今後は必ず、ライフルを持つと同じように、所持許可をもらった上でクロスボウを所持することになるのか。」

→本部発言

「正式に所持するとすれば、一つは射撃である。国際大会として世界選手権大会、国内でも全日本ボーガン射撃選手権大会、あるいは東日本選手権大会がある。他県

ではクロスボウに関連する学校の部活動もあるが、県内にはない。もう一つは学術研究での動物の麻酔である。これは許可が必要になるが、獣医師が同行して麻酔捕獲の知識を持つ方、岩手県には1人だけいるとのことであるが、そういった方がいて初めて麻酔捕獲ができるというが、当県ではそういう事例はない。その他の理由としては、趣味や護身用ではないかといわれている。護身用でどのように使うのかと疑念があるが、実際に全国で起きている事例を見れば、かなりの数でクロスボウに関連する事案が後を絶たず、去年は家族4人が死傷する悲惨な事件も発生しており、今年6月、銃刀法を改正して所持許可制とし、安全に操作できる人に使ってもらうことになった。

《 委員発言 》

「クロスボウとは具体的にどのような物か。」

→本部発言

「クロスボウは、銃身に水平に張られた弓の弦を引き固定する。固定された弦は引き金を引けば戻り、矢を発射して撃つ。一般的に流通しているものは平均して80cm程度の大きさとのことだが、定義の1つで『人を殺傷できる威力を持ったもの』とされており、大きさよりも殺傷能力が重視されると思われる。県内には販売業者はないが、許可所持者等への講習が見込まれることから、早めにクロスボウを入手し、講習ではその取扱いについて、安全性を指導していく。ちなみにアーチェリーなどと混同されがちであるが、アーチェリー等の弓は人が弓を把持し弦を手で引いて射る。クロスボウでは弓や弦は銃身に一時固定され、銃での射撃のように引き金を引いて射る。クロスボウは弓と銃を組み合わせたような外観になっている。」

《 委員発言 》

「クロスボウの定義はあるのか。」

→本部発言

「引いた弓を固定しこれを解放することによって矢を発射する機能を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るものをクロスボウと位置づけ、所持が禁止される。弓道やアーチェリーに使用される弓等の固定装置を有しないものについては、今回の法改正による規制の対象とはならない。」

【刑事部議題】

○ 覚醒剤密輸事件被疑者の検挙について

警察本部から、「当県組織犯罪対策課と警視庁等7機関による合同捜査本部は、令和3年10月30日までに、主犯格の被疑者1名と他3名を覚醒剤取締法違反容疑で通常逮捕している。本件は、令和3年9月2日、東京税関の検査により、中国からの海上貨物内に覚醒剤約15kgが隠匿輸入されたのが判明したことを端緒として、合同捜査本部は、輸入者である盛岡市所在の会社を中心に捜査を展開し、指示役である主犯格の者や貨物運搬・保管役等の被疑者計8名を、10月15日までに、麻薬特例法違反被疑者として逮捕した。その後、逮捕した8名のうち、密輸に関与した事実が明らかとなった被疑者等を順次、覚醒剤取締法の営利目的輸入の罪で再逮捕し、主犯格の者を再逮捕したことで11月1日に報道発表に至ったものであり、引き続き全容解明に向けて捜査中である。今回の事件との関連が疑わ

れるメキシコ麻薬カルテルやメキシコの麻薬犯罪組織について、近年、日本仕向けの海上等貨物内に機械部品等と偽り、数十kgから数百kg単位の覚醒剤を隠匿する手口で密輸を敢行している。当該組織が関与していると思われる事件は、年間数件程度しか発覚していないと見られる中、今回は、覚醒剤約15kg、末端価格約9億円の密輸を防いだ点で、社会的意義は大きいものであった。今回の荷物はメキシコから出荷され、中国経由で本邦に入ってきた。かつては荷受人として来日メキシコ人が多く検挙されていたが、新型コロナウイルス感染の拡大により来日外国人の出入国が制限されたことで、今回のような日本人が受取人となるパターンも出てきたと見ている。本件合同捜査本部では、暴力団関係者を含む上部突き上げ捜査を継続するとともに、引き続き関係機関との情報共有等の連携を図り、事案の真相解明により薬物蔓延防止を徹底してまいりたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「覚醒剤が隠されていた荷物の輸入者が盛岡の会社だったとのことだが、この会社が荷物を輸入した目的は、最初から覚醒剤の輸入だったのか。」

→本部発言

「荷物は表記が『金属プレート』となっていた。それらの荷物が船で入国した際、通関手続でプレートの内部に何か不自然なものがあると判明し、切断したところ、中に覚醒剤が入っていた。」

《 委員発言 》

「危険が伴う捜査により、主犯格までたどり着けた。かなり規模も大きく、当然、盛岡の会社だけではなく背後に色々な存在が考えられるので、全容解明に期待したい。また、中南米は麻薬等の薬物が多く流出する地域であり、今後も同様の事案があると十分考えられることから、関係機関と協力しながら対応していただきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 監察課

県（公安委員会）を被告とする行政訴訟事件の提訴についての説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて苦情の処理の説明、決裁